

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案） （雑所得の例示等）に対する意見公募手続の実施について

国税庁では、「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正について、別添のとおり予定しています。

これらの改正につき御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見をお受けできませんのであらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【募集期間】

令和4年8月1日(月)から令和4年8月31日(水)まで（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- FAXの場合

FAX番号：03 - 3593 - 0405

国税庁 課税部 個人課税課 審理第1係宛

（FAXの件名に「『所得税基本通達』一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

- 郵便等による場合

〒100 - 8978 千代田区霞ヶ関3 - 1 - 1

国税庁 課税部 個人課税課 審理第1係宛

（封筒等の表面に「『所得税基本通達』一部改正（案）に対する意見」と記載願います。）

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）の概要

1 改正の背景

国税庁においては、シェアリングエコノミー等の「新分野の経済活動に係る所得」や「副業に係る所得」について、適正申告をしていただくための環境づくりに努めているところ、これらの所得については、所得区分の判定が難しいといった課題がありました。

2 改正案の概要

上記の課題に対応するため、所得税基本通達を次のとおり改正し、雑所得の範囲の明確化をします。

(1) その他雑所得の範囲の明確化

その他雑所得（公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいいます。）の範囲に、譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得（営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除きます。）が含まれることを明確化します。

(2) 業務に係る雑所得の範囲の明確化

業務に係る雑所得の範囲に、営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得が含まれることを明確化します。

また、事業所得と業務に係る雑所得の判定について、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定すること、その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、特に反証がない限り、業務に係る雑所得と取り扱うこととします。

3 適用時期

改正後の所得税基本通達の取扱いは、令和4年分以後の所得税について適用します。

4 新旧対照表

所得税基本通達 35-1 及び 35-2 の新旧対照表は、別紙のとおりです。

別 紙

所得税基本通達新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である

改 正 後	改 正 前
<p><u>(その他雑所得の例示)</u></p> <p>35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、<u>その他雑所得(公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう。)</u>に該当する。</p> <p>(1)～(11) 省 略</p> <p><u>(12) 譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得(営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く。)</u></p>	<p><u>(雑所得の例示)</u></p> <p>35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、<u>雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(11) 同 左</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(業務に係る雑所得の例示)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 省 略</p> <p>(7) <u>営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得</u></p> <p>(8) 省 略</p> <p><u>(注) 事業所得と業務に係る雑所得の判定は、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定するのであるが、その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、特に反証のない限り、業務に係る雑所得と取り扱って差し支えない。</u></p>	<p><u>(事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するもの)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業から生じたと認められるものを除き、雑所得</u>に該当する。</p> <p>(1)～(6) 同 左</p> <p>(7) <u>不動産の継続的売買による所得</u></p> <p>(8) 同 左</p>